



税のお知らせ

2月の納税等

固定資産税／第4期

国民健康保険税／第8期

後期高齢者医療保険料／第8期

保育料／2月分

納期限／3月2日(月)

納期限内の納付にご協力ください。

納付書にe-L・QRが印字されている場合は、スマホ決済アプリや地方税お支払いサイト(クレジット納付)を利用して納付が可能です。また、e-L・QRに対応した全国の金融機関で納付が可能です。納付には口座振替も利用できます。

令和8年度 村民税の主な変更点について

●給与所得控除の見直しについて
給与所得控除の最低保障額が65万円(改正前55万円)に引き上げられました。給与収入が190万円を超える方の控除額は変更ありません。

●特定親族特別控除の創設について
特定扶養控除に関して控除対象となる19歳以上23歳未満の扶養親族等の所得要件と控除額は次の表のとおりです。

特定親族の合計所得金額	(収入が給与のみの場合の収入金額)	特別控除額
58万円超95万円以下	(123万円超160万円以下)	45万円
95万円超100万円以下	(160万円超165万円以下)	41万円
100万円超105万円以下	(165万円超170万円以下)	31万円
105万円超110万円以下	(170万円超175万円以下)	21万円
110万円超115万円以下	(175万円超180万円以下)	11万円
115万円超120万円以下	(180万円超185万円以下)	6万円
120万円超123万円以下	(185万円超188万円以下)	3万円

●扶養親族等の所得要件の引き上げについて
扶養親族等に係る所得要件が次の表のとおりに引き上げられました。

控除の種類	所得要件等	所得要件 (収入が給与のみの場合の収入金額)	
		改正後	改正前
配偶者控除 扶養控除	同一生計配偶者および 扶養親族の合計所得金額	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
ひとり親控除	ひとり親の生計を一にする 子の合計所得金額	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
勤労学生控除	勤労学生の 合計所得金額	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

確定申告書用紙の部数減少について

確定申告書の電子化に伴い、税務署から市町村への用紙の配布枚数が減少しています。確定申告書用紙が必要な方は、国税庁ホームページからのダウンロードやe-Taxでの申告にご協力をお願いします。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って入力・操作することで、所得税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書のほか、消費税の申告書の作成・送信が可能です。

また、マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナポータルと連携することで、給与所得や公的年金等の源泉徴収票、医療費の支払額などの情報が自動入力可能となり、より簡単に、便利に手続きを行うことができます。(給与所得の源泉徴収票は勤め先から税務署にe-Taxで提出された場合に連携対象となります。)

●問合せ先
総務部税務課